

公共工事の前払金の特例（使途拡大）について

出水市が発注する建設工事の前払金の使途拡大に伴う建設工事請負契約約款について、下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

記

1 前払金を利用できる費用の拡大

出水市建設工事請負契約約款第37条の一部を改正し、「工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用」に前払金額の100分の25を上限として充当することができます。

2 改正約款

改正後

（前払金の使用等）

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

3 適用日

令和6年5月1日以降に契約書の案が契約担当者に提出され、及び締結される建設工事の契約から適用します。